

写

6 武国運第 6 号

令和 6 年 10 月 28 日

武蔵野市長 小美濃 安弘 様

武蔵野市国民健康保険運営協議会

会長 橋本 しげ



第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和 6 年度改定版）
（案）について（答申）

令和 6 年 8 月 27 日付け 6 武健保第 730 号で諮問のありましたこのことについて、令和 6 年 10 月 10 日に開催しました武蔵野市国民健康保険運営協議会において、慎重に審議した結果、下記のとおり意見がまとまりましたので、答申いたします。

記

国民健康保険税においては、国は一般会計からの決算補填等を目的とする法定外繰入を解消していくよう地方公共団体に求めており、本市においては、第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画を策定し、令和 2 年度より計画に基づき税率改定を行ってきた。しかし、コロナ禍以降、医療費の膨張のスピードは速く、被保険者数は減少しているが 1 人当たりの保険給付費が増加しているため、被保険者の税負担は増えているにも関わらず、決算補填等を目的とする法定外繰入は減るどころか増加している状況である。

これらを鑑み、今回の改定において、東京都の標準保険料率への到達率を目標にしていくという指標は、一つの判断であると考えるが、標準保険料率は、東京都全体の給付費等によって割り出されるものであり、本市 1 市がデータヘルス計画などにより健康増進に取り組むだけでは抑制することができない数字であるため、本市の状況如何に関わらず、被保険者の負担が大幅に増えることは懸念するところである。また、国・都は、保険料水準の統一化に向けた取組を進めており、全国で保険料水準統一化が行われる際、被保険者が大幅な負担増を余儀なくされる危惧もある。

税率改定等を検討する際には、賃金上昇や年金給付が物価高騰に追いついているのか、しっかりと見極めて、景気の状態など総合的に勘案し、生活を大きく圧迫するような改定にならないよう慎重に議論していただきたい。

今後も、データヘルス計画に基づく保健事業の充実等には、積極的に取り組んでいただき、国民皆保険制度を持続可能なものとして守っていただけるよう求める。